

大分県障がい者スポーツ協会 スポーツ用具貸出事業 実施要項

1、目的

障がい者スポーツ及びユニバーサルスポーツを各地域へ普及するため、練習会や体験会を実施する団体等へ用具の貸出しを行う。

2、対象

(1)公共性のある団体が利用する場合

例：行政機関、学校、障がい者支援施設、老人クラブ、スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ等

(2)企業が職員の福利厚生や研修を目的に、利用を希望する場合

※ただし、営利目的や営業行為を伴う場合は対象外とする

(3)練習やスポーツ体験を希望する個人の場合

3、貸出対象物品・貸出料

(1)当協会が所有するスポーツ用具 ※別紙「スポーツ用具貸出一覧表」参照

(2)貸出料は、無料とする

4、貸出手続きについて

(1)申請受付期間

貸出希望日の2ヶ月前～2週間前の期間内とする

貸出期間は最長14日以内とする

(2)申請から用具返却までの手続き

①大分県障がい者スポーツ協会(TEL：097-533-6006 FAX:097-506-1736)にFAXまたはメールで申請書を提出(用具保管場所が2ヶ所以上の場合、保管場所ごとに申請書を提出)→②協会が用具保管場所(特別支援学校等)に確認後、貸出票を発行しFAXまたはメールで借用者に送付→③貸出日に用具保管場所で貸出票を提出し、用具の受け渡し→④返却

5、その他

(1)用具の転貸は一切禁止する。

(2)室内専用用具は、屋外での使用を禁止する。

(3)用具の紛失、または破損した場合は、速やかに大分県障がい者スポーツ協会に知らせること。

借用者の責による場合は、借用者負担により原状復帰すること。

(4)用具の借用状況及び保管場所での使用状況によっては希望に添えない場合があること

(5)借用及び返却場所(用具保管場所)の対応可能時間

・大分県障がい者スポーツ協会 (土・日・祝・年末年始除く 9:00～17:00)

・各特別支援学校 (土・日・祝・年末年始除く 10:00～15:00)

※但し、特別支援学校については、授業・学校行事等により対応できない場合がある。

大分県障がい者スポーツ協会

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号(大分県庁別館1階 障害者社会参加推進室内)

TEL：097-533-6006 FAX：097-506-1736

MAIL：info1961@oita-syotaiikyo.org HP：www.oita-syotaiikyo.org/